

県南広域振興局長告示第77号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物を次のとおり認定した。

令和5年7月11日

県南広域振興局長 小 島 純

1 申請者の住所及び氏名 岩手県奥州市水沢佐倉河字羽黒田74番地1 株式会社トキワ 代表取締役社長 及川 正人

2 認定年月日 令和5年5月24日

3 対象区域及び建築物の位置

(1) 対象区域 奥州市水沢佐倉河字東沖ノ目112番1、112番2、113番1、114番1、115番1、116番1、117番1、117番2、118番1、118番2、118番3、119番1、119番2、120番1、120番2、120番3、121番1、121番2、122番、123番、124番、125番、126番1、126番2、126番3、126番4、127番、135番の一部、139番、140番、141番、142番、143番、144番、145番及び146番並びに字羽黒田6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番1、35番1、36番1、37番1、38番1、39番6、40番1、41番1、42番1、89番、90番1、90番2の一部、91番1、91番2の一部及び92番

(2) 建築物の位置 別紙図面のとおり。

備考 「別紙図面」は、省略し、県南広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。